

令和7年度 福島県認知症介護サービス事業開設者研修

「現場体験」について

1 「現場体験」の目的

本現場体験のねらいは、事業者や介護従事者の視点ではなく、利用者の視点からサービスを考えられるようになるために、利用者の生活の一部を疑似体験することである。

この疑似体験を通して、認知症高齢者の不安な心理状態や、どんな関わりを求めているかを考え、またグループホームの入居者が自分の出来ることを行いながら生活している状態を観察し、自事業所においても認知症高齢者が残存能力を発揮できるようにサービス提供することの重要性を再認識する。

2 現場体験内容

別紙の内容を参考にしながら、各現場体験先グループホームの状況に応じて日程・内容等を変更して実施する。基本的には①車椅子体験、②食事体験、③入居者とのコミュニケーション、④スタッフとの意見交換などである。

3 準備物

事前に現場体験施設に確認をとり、指示に従うこと。

4 留意事項

(1) 入居者の生活を守るために

グループホームは入居者の生活の場であり、体験者は入居者にとって見知らぬ存在であることを意識する。プライバシーの侵害など、入居者の不快感を招くような行動を慎むと共に、現場体験中に知り得た情報についての守秘義務を遵守する。

(2) 入居者に対する質問等について

入居者に関しての質問等は、本人を目の前には行わず、後で担当者に確認すること。入居者の症状等に関する話題も入居者の前では慎む。

(3) 定められた現場体験内容に取り組むこと

現場体験内容は本研修のカリキュラムの一部として位置づけられており、体験施設の設定した内容には真摯な態度で臨むこと。スタッフの指示に従わずに行動し、忠告を受け入れないような場合には、現場体験を受講したとはみなさないので注意すること。

※ 実際には、これを参考にしながら各体験先の状況に合わせ日程・内容を変更して組まれています。

8：30～9：30	現場体験オリエンテーション ・ 体験日程・内容等説明 ・ 施設概要説明、施設見学
9：30～12：00	利用者体験①「車椅子体験」 ① 立ったり歩いたりせずに、車椅子（ない場合は椅子）に座ったまま2時間30分を過ごすことにより、身体がきかない状態を体験する。 ② スタッフや入居者とのコミュニケーションは、入居者に話しかけられた時以外は一切行ってはいけない。この体験を通して、コミュニケーションが取れないことの心理状態を考察する。 ③ 入居者の言動やスタッフの関わり方などを客観的に観察するのではなく、自分が認知症高齢者になったつもりで過ごしてみる。 ④ 「認知症高齢者の基本的理解」の講義で学んだ内容等などを参考に、見当識障害がある場合の心理状態を考える。等
12：00～12：30	利用者体験②「食事体験」 体験の際のポイント ① 車椅子体験と同様に、入居者になったつもりで食事をする。 ② スタッフからの一方的な介助での食事を体験することにより、望ましい介助のあり方を考える。 ③ スタッフや入居者とのコミュニケーションは、入居者に話しかけられたとき以外は一切行ってはいけない。 等
12：30～13：30	昼休み
13：30～14：00	午前中の利用者体験の振り返り ① 自分が認知症の人になったつもりで過ごして、どんなことに気付いたか。また、どんなことがしたい、あるいはして欲しいと思ったか。 ② 上記を踏まえて、認知症高齢者とどんなコミュニケーションをとればよいかを考える。等
14：00～16：30	入居者とのコミュニケーション ① 午前中の利用者体験の振り返りを踏まえ、認知症高齢者の行動を観察しながら、実際にコミュニケーションを取り望ましい関わり方考える。 ② 入居者の生活を観察しながら、認知症高齢者ができることを理解する。等
16：30～17：30	スタッフとの意見交換 ① 一日を通しての気づき・感想 ② 実際にコミュニケーションをとってみての感想等 ③ 認知症高齢者の生活支援のあり方について ④ 開設者から見た介護の実際 ⑤ スタッフの立場から開設者に望むことは何か。等